



元高障保第660号  
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司



記

1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

下表を、条例第8条第3項第3号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	障害保健支援課	妊産婦等のメンタルヘルス対策	県内各市町村

# 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

令和元年12月20日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	県内各市町村
個人情報取扱事務の名称	母子保健法第10条に基づく保健指導、生活保護法第28条に基づく調査
個人情報を収集する目的及び理由	妊産婦等のメンタルヘルス対策を検討するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
要配慮個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害の状況、難病等 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 保健指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪等の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護の受給 <input type="checkbox"/> 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	国の自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の当面の重要施策のうち、社会全体の自殺リスクを低下させる施策として妊産婦への支援の充実が追加され、県の第2期自殺対策行動計画においても妊産婦への支援の充実を盛り込んだ。この対策を検討する妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会を立ち上げ、この中で、自殺した妊産婦に関する死因を含む個人情報から、自殺に至る背景、理由を調査し、今後の自殺予防対策を検討するため。

## 妊産婦の自殺の状況の把握について

資料2

### 1 前回の委員会以降の経過

・厚生労働省へ人口動態（死亡小票）の取得希望項目の協議を行ったところ、取得した情報を基に、どの項目をどういう形で活用するのか、どういう資料を作成するのかを示すように求められている。

### 2 人口動態（死亡票）項目の情報を元に作成する資料案

人口動態（死亡小票）から取得する情報（当初案）		取得の理由
項目	当初案	
市区町村符号及び保健所符号		
事件簿番号		
(1) 氏名	<input type="checkbox"/>	人口動態調査以外から情報収集するため
(2) 男女別	<input type="checkbox"/>	妊産婦に限定するため
(3) 生年月日	<input type="checkbox"/>	年代を推定するため
(4) 死亡したとき	<input type="checkbox"/>	
(5) 死亡したところ		
(6) 死亡した人の住所	<input type="checkbox"/>	住所を特定するため
(7) 死亡した人の国籍	<input type="checkbox"/>	日本人を特定するため
(8) (9) 死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/>	
(10) 死亡したときの世帯の主たる仕事	<input type="checkbox"/>	対象者の属性を把握するため
(11) 死亡したときの職業・産業	<input type="checkbox"/>	
(12) (13) 死亡した所の種別、施設名称	<input type="checkbox"/>	対象者の背景を把握するため
(14) 死亡の原因	<input type="checkbox"/>	妊産婦の自殺か判断するため
(15) 死因の種類	<input type="checkbox"/>	自殺による死亡を特定するため
(16) 外因死の追加事項	<input type="checkbox"/>	妊産婦の自殺に関連する事柄があれば情報収集するため
(17) 生後1年未満で病死した場合の追加事項		
(18) その他特に付言すべきことから	<input type="checkbox"/>	妊産婦の自殺に関連する事柄があれば情報収集するため
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		
備考		

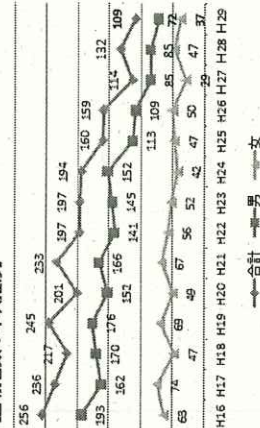
作成する資料案				
修正案	項目	資料への記載内容	項目※	資料への記載内容
			住居の状況	持ち家、借家、施設入所（施設の種別及び施設名）
			死亡直前の出産の状況	安産、難産、妊娠中の状況、児の状況
			死亡直前の健康状態	精神科（精神疾患の既往歴）、その他の医療機関
<input type="checkbox"/>	死亡時の妊産婦の年代		障害者手帳の有無・障害福祉サービス利用状況	身体、知的、精神、（等級）、利用している障害サービスの種別
<input type="checkbox"/>		10歳階級	子の有無及び子の人数、その他同居人の有無	
			生活保護、その他福祉制度の利用の有無（助産制度など）	
			その他の特徴	
<input type="checkbox"/>	死亡時の妊産婦の居住地	2次保健医療圏（安芸、中央、須磨、幡多）		
<input type="checkbox"/>	死亡した妊産婦の国籍	日本国籍、それ以外の国籍		
<input type="checkbox"/>	家族の状況	配偶者の有無		
<input type="checkbox"/>	世帯の経済状況	世帯主の職業（自営業、被雇用、学生、無職）		
<input type="checkbox"/>		妊産婦自身の職業（自営業、被雇用、学生、無職）		
<input type="checkbox"/>	死亡の原因	死亡時の妊産婦の状態（分娩の事実、妊娠満〇週、出産後満〇週）		

※人口動態の情報を元に第三者から収集予定の情報（主に市町村からの収集を想定）

【予算額】 H30当初 44,919千円 → H31当初 44,908千円

## 1 現状

【自殺者数の年次推移】



- 高知県の自殺者数はH22から200人を下回り減少傾向であり、H29は109人に減少 (H28→H29:23人減、70歳以上11人減、50歳代15人減) 1
- 自殺者の約7割を男性が占める。
- 依然として、60歳以上の自殺者が全体の約半分を占める。
- 平成24年から平成28年までの自殺者の職業別では、年金受給者が49%、次いで無職者が39%を占める。(無職者：学生、主婦以外の者で、失業者を含む)
- 自殺の主な原因は①健康問題②家庭問題③経済・生活問題となっており、最終的にうつ状態となり自殺に至る人が多いが、様々な要因が複合的に関連している。
- 自殺者のうち、約20%に生前に自殺未遂歴が認められる。

## 2 課題

- 高齢層に対する普及啓発
- 産後うつ予防のための支援体制の充実
- 地域の実情に応じた圏域ごとの連携と市町村レベルでの自殺対策の取組の強化
- 精神疾患の早期発見・早期治療体制の強化
- 生活困窮者の相談支援体制の充実
- 自殺未遂者への支援体制の構築
- 自死遺族の集いの場の拡充

## 3 今後の取り組み

	H30	H31	H32	H33
高齢層等に対する普及啓発の推進(と支援の充実)	高齢層対象の 出前講座の実施		高齢層に関わる困難事例検討会	
妊産婦等の支援の充実	産後うつ対策 に向けた連携	新 妊産婦メンタルヘルスに関する研修会 妊産婦を診ることができ る精神科医療機関の情報提供	妊産婦メンタルヘルスに 関する研修会	
地域の特性に応じた取組の推進	市町村計画の策定支援			
心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療の促進		拡 若者向けゲートキーパー 養成研修テキストの作成・提供		
		新 「子どもを対象としたSOS の出し方教育」に関する研 修		
		依存症対策の推進		
		うつ病対策の推進		
		生活困窮者の相談窓口と 関係機関とのネットワーク の強化		
自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築			安芸圏域以外での連携 支援体制の構築	
			支援者対応力向上研 修の開催	
遺族等へのケアと支援施策の充実			支援者のスキルアップ	
			中央圏域以外での集いの 場(サテライト)の開催	
			自死遺族の集いの開催	

## 4 平成31年度の主な取り組み

### 1. 高齢層等に対する支援の充実及び普及啓発の推進

#### (1) 地域包括支援センターや保健所職員等の支援力を向上

高齢者を支援する地域包括支援センター職員等を対象に困難事例の検討会を行い、支援力向上につなげる。

#### (2) アルコール健康障害予防講座【再掲】

働き盛り世代を中心に、アルコール健康障害についての普及啓発を図る出前講座を実施し、アルコールによる依存症や健康被害を予防

### 2. 妊産婦等の支援の充実

#### (1) 妊産婦等のメンタルヘルス対策

・ 医師交流会：精神科医と産婦人科医、小児科医などのかかりつけ医とが顔の見える関係を構築  
・ 妊産婦メンタルヘルスケア研修会：精神科医・産婦人科医・小児科医・産婦人科医・医療従事者等による、多職種連携体制の構築を促進

・ 妊産婦メンタルヘルス研修会：精神科医の産産期精神医療への理解を促進

・ 妊産婦を診ることのできる精神科医療機関一覧の母子健康手帳別冊へ掲載、リーフレット・ポスターの作成・配布による妊産婦や医療機関、助産師会等への周知促進

#### (2) 認知行動療法研修

・ 市町村支援等にわたる保健所職員を対象に、認知行動療法のエッセンスを用いた困難事例への対応を学ぶ研修会を実施し、支援力を向上

### 3. 地域の特性に応じた取組の推進

#### (1) 市町村における自殺対策の推進

・ 若者向けゲートキーパー養成研修テキストの作成・提供により、地域における研修の実施を支援  
(精神保健福祉センター)

・ 「子どもを対象としたSOSの出し方教育」に関する研修をスクールカウンセラーを中心に実施し、支援力を向上  
(精神保健福祉センター)

## 高知県妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 高知県における自殺対策の一環として、妊娠、出産、育児を経験する過程においてハイリスク者となりやすい妊産婦等の心のケアを充実させるため、関係する機関が現状や課題を共有し、必要とされる連携システムを構築することを目的として、高知県妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 関係機関における妊産婦等のメンタルヘルスに関する現状と課題の共有
- (2) 妊産婦等のメンタルヘルスに関する関係機関の役割と連携促進のための対策
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

### (組織等)

第3条 検討委員会は、次に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 高知県医師会
- (2) 高知県精神科病院協会
- (3) 高知大学医学部附属病院
- (4) 高知県看護協会
- (5) 高知県助産師会
- (6) 高知県保健所長会
- (7) 高知県立精神保健福祉センター
- (8) その他検討委員会が必要と認める機関

2 検討委員会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長は検討委員会を総理する。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、高知県地域福祉部障害保健支援課長が招集する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県地域福祉部障害保健支援課において処理する。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、検討委員会において非公開とされた事項を他に漏らしてはならない。  
その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。



元高障保第660号  
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司



記

1 個人情報の目的外利用の制限の例外に関する事項

下表を、条例第9条第6号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	利用先
1	障害保健支援課	妊産婦等のメンタルヘルス対策	各福祉保健所

# 個人情報目的外利用の制限の例外に関する調査票

(条例第9条第6号)

令和元年12月20日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各福祉保健所
個人情報取扱事務の名称	母子保健法第10条に基づく保健指導、生活保護法第28条に基づく調査
個人情報を収集する目的及び理由	妊産婦等のメンタルヘルス対策を検討するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
目的外利用をする個人情報の内容	病歴、障害の状況、難病等、保健指導・診療・調剤、生活保護の受給 (自殺した妊産婦に関する要配慮個人情報)
目的外利用をする組織の名称	地域福祉部障害保健支援課
目的外利用をする事務の名称	妊産婦等のメンタルヘルス対策
目的外利用する理由又は必要性等	国の自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の当面の重要施策のうち、社会全体の自殺リスクを低下させる施策として妊産婦への支援の充実が追加され、県の第2期自殺対策行動計画においても妊産婦への支援の充実を盛り込んだ。この対策を検討する妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会を立ち上げ、この中で、自殺した妊産婦に関する死因を含む個人情報から、自殺に至る背景、理由を調査し、今後の自殺予防対策を検討するため。